

# 公共下水道・浄化槽・雨水等の排水届

令和 年 月 日

船橋市長 へ

## 1. 申請者

(氏名・法人名)

(住所)

(TEL) ( )

(指定工事店名・代理人氏名)

(住所)

(TEL) ( )

下水道河川管理課 印

## 2. 申請地

(対象地) 船橋市

[市街化区域・市街化調整区域]

(建築物の用途) { 一戸建ての住宅 ・ 共同住宅 ・ その他( ) }

(申請理由) { 新築 ・ 建替え ・ 増改築 ・ 公共下水道切替え ・ その他( ) }

(汚水処理方法) { 公共下水道 ・ 新設浄化槽 ・ 既存浄化槽 ・ 汲み取り ・ その他( ) }

## 3. 浸透地区分 { 浸透適地 ・ 浸透不適地 }

## 4. 雨水利用

設置施設名称	設置予定数等	補助金の利用
雨水浸透ます	基	有 ・ 無
雨どい取付型雨水貯留タンク	基 (総量 ㎡)	有 ・ 無
浄化槽転用型雨水貯留施設	基	有 ・ 無

## <添付書類>

- ・案内図(1部)……縮尺(1/2500)
- ・配置図(1部)……汚水・雨水の排水系統を示した図面
- ・建築確認等で雨水浸透ますを設置する方は上記図面を添付し、雨水浸透ます設置計画書(3部)提出してください。
- ・宅内排水設備の確認申請と同時に本書を提出される方は添付書類は不要です。

↓ 市役所記入欄 ↓

処理方式	公共下水道 整備済							公共下水道 未整備					
	供用確認 (供用 ・ 未供用)												
合流式区域	合流式区域		分流式区域				浄化槽排水・雨水処理						
	合流	宅地内分流	汚水処理	雨水処理			排水管有		排水管無				
既設	1	3	5	排水管有		排水管無		市施設利用	市施設以外利用	市施設側溝等利用	市施設以外側溝等利用		
				市施設利用	市施設以外利用	市施設側溝等利用	市施設以外側溝等利用					16	18
新設	2	4	6	7	9	11	13	15	17	19	21	23	
				8	10	12	14						

公共下水道供用開始 年 月 日

<担当課・手続き一覧>

番号	担当課	必要手続き	提出書類
1	下水道河川管理課	なし	なし
2	下水道河川管理課	接続申請	下水道管等接続申請書
3	下水道河川管理課 道路管理者	要確認	担当課および管理者の指示による
4	下水道河川管理課 道路管理者	要協議	担当課および管理者の指示による
5	下水道河川管理課	なし	なし
6	下水道河川管理課	接続申請	下水道管等接続申請書
7	下水道河川管理課	なし	なし
8	下水道河川管理課	接続申請	排水管等接続申請書
9	船橋市 管轄外	排水管接続について承諾を得る	管理者の指示による
10	船橋市 管轄外	排水管接続について承諾を得る	管理者の指示による
11	側溝(道路管理課) 水路(下水道河川管理課)	なし	なし
12	側溝(道路管理課) 水路(下水道河川管理課)	接続申請	管理者の指示による
13	船橋市 管轄外	管理者の指示による	管理者の指示による
14	船橋市 管轄外	接続について承諾を得る	管理者の指示による
15	下水道河川管理課	手続き、提出書類 なし (浸透適地の場合は、浸透ます設置をお願いします)	
16	下水道河川管理課	なし	なし
17	下水道河川管理課	接続申請	排水管等接続申請書
18	船橋市 管轄外	管理者の指示による	管理者の指示による
19	船橋市 管轄外	管理者の指示による	管理者の指示による
20	側溝(道路管理課) 水路(下水道河川管理課)	管理者の指示による	管理者の指示による
21	側溝(道路管理課) 水路(下水道河川管理課)	接続申請	排水管等接続申請書
22	船橋市 管轄外	管理者の指示による	管理者の指示による
23	船橋市 管轄外	管理者の指示による	管理者の指示による

※自治会所有等の管路は船橋市の管轄外であるため、申請等の手続きは求めています。  
ただし、無断接続にならないよう、所有者へ承諾を得る等の確認を各自お願い申し上げます。

<注意事項>

※公共下水道区域内の宅地内排水設備は市の指定工事店でなければ施工できません。  
※公共下水道の排水設備(水洗便所改造)計画確認申請時に本書も併せてご提出ください。

<備考>